

市教委との統一交渉

現場の声を直接届けました

11月17日、豊中市教育委員会との統一交渉を持ちました。

9月には要求項目を提出していたにもかかわらず、交渉実施通知文書が届いたのは前日夕方でした。10月に要望していた資料は当日まで示されず、17項目のうち9項目だけでした。交渉に向けての市教委の対応に疑問に感じることがありました。

今年度の交渉までの経緯については、後日文書で申し入れを行う予定です。

ありました。教育長をはじめて最後まで出席。各職場から組合員も参加して交渉を行うことができました。

施設設備要求

「限られた予算をどのように配分するか、計画的に進めていく」国のバリアフリー法の改正があり、多機能トイレを体育館も含めて令和7年までに整備していく。

エレベーター「設置できていない学校への対応を最優先、令

和7年度末までの完了をめざす職員休養室「不備な点については、学校から要望があれば調査し整備」

温水シャワー「校舎建替えや改築工事の際には、男女別に設置できるよう努めていきたい。設置済シャワー設備の不都合があれば、学校要望により対応」

最上階教室の屋上遮熱対策・特別教室準備室エアコン「学校要望を基本とし、他の事業との優先順位を考慮しながら設置できるよう努力」

養護教員の複数配置

回答は「引き続き、本市政策に連動した人的支援に努めたい。」にとどまりましたが、交渉の中で、教育政策監から「養護教員の体制に課題認識を持っている。大規模校だけでなく複数配置を拡大することを大阪府に要望したい。」との発言がありました。

介助員

「昨年度も大幅増員した。今後、児童生徒の状況に応じた介助員の配置と教職員の負担軽減策を講じていきたい。」

不登校・教室に入れない児童生徒の対応のための人員増・環境整備

「学校要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながらすすめるよう努力したい。」

栄養教諭

「全校配置を府を通じて国に要望している。」

日本語指導加配

「府に要望し、増員された」

※他の要求項目については次号の「全教とよなか」でお知らせします。



2024年度「要求・提議書」を岩元教育長に手交

府労組連最渉 最終回答 20代は10数万円の差額も ボーナス・給料、4月にさかのぼって引き上げ

子育て部分休暇小6まで拡大、非常勤に勤勉手当

ボーナス支給
12/8
差額支給は未定



府労組連（大教組・府職労）の秋季年末交渉に対し、府の総務部長は最終回答を行いました。ボーナス、給与引き上げなどで、府の人勧通りの実施を表明、他にも子育て部分休暇や非常勤の勤勉手当についても前進がありました。

●20歳代は1万円前後の引き上げで差額支給10数万円も

●30歳代後半以降一律500円、教育費・介護負担で生活維持が……

30歳代後半以降の賃上げは月額500円とするなど、不十分な内容ではありましたが、人勧通り、ボーナス、給与の引き上げは4月にさかのぼっての支給が実現します。

20歳代では月額1万円前後の引き上げとなり、4～12月だけでも10数万円近い差額支給となるケースも出てきます。

（差額支給日は今後決定）

また、来年4月から会計年度任用職員（非常勤職員）に勤勉手当が支給されることになりました。ボーナス（一時金）は期末手当（職員に定額の支給）と勤勉手

当（勤務実績、評定に応じて支給）からなりますが、会計年度任用職員は期末手当のみの支給となっていました。

子育て部分休暇でも前進

給与、一時金以外でも、子育て部分休暇が現行小1～小3までが対象のところを、小6まで拡大するとしています。また、在宅勤務などについても協議しながら進めるとしています。

府労組連からは、中堅・ベテラン層の大幅引き上げを求め、欠員の補充、「前倒し任用」の拡大を強く求めています。また、長時間労働の解消、職員の増員についても強く求めています。これからも力を合わせて、声を上げること、要求の実現を目指していきましょう。

教職員のインフルエンザ感染

病気休暇に「診断書」は不要!

昨年12月5日付で府教委は通知を出しています。内容は病気休暇申請の際に診断書の提出はもとめないとしています。

但し「処方箋等の画像」の提出が必要ですが、客観的に本人のインフルエンザ感染が明らかになる領収書と治療薬・薬袋等の画像

5類移行後の「コロナ感染も同様

5月2日付で通知。コロナも「病休」対応になり、インフルエンザ同様「診断書」は不要。

府労組連交渉 最終回答 府人勧通りの実施

給与引き上げ 初任 +13000円 若年層重点に引き上げ(月額1万円前後)
30歳代後半以降 一律500円の引き上げ

ボーナス引き上げ 年間で給与の0.1月分引き上げ(年間4.5月分支給に)

会計年度任用職員(非常勤)の報酬、期末手当 常勤職員に準じて引き上げ

会計年度任用職員に勤勉手当支給

子育て部分休暇 対象を小6まで拡大(現行、小1～小3まで)

今年4月に
さかのぼって実施

来年4月
から実施